



冤罪・布川国賠ニュース

第20号 2016.4.14

冤罪・布川国賠

冤罪・布川事件の国家賠償請求訴訟を支援する会 発行

布川事件再審無罪 5周年記念集会 & 祝賀会

とき:5月28日(土)集会 13:30~(資料代500円)

場所:青山学院大学総研ビル 11階第19会議室

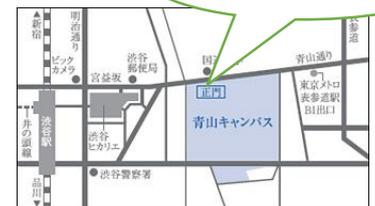
ビデオ「布川事件の40年」講演『冤罪と闘った44年』山本裕夫弁護士

本人・守る会・弁護団員・学者から見た布川事件

★祝賀会16:30~

場所:アイビーホール青学会館

会費:3200円



布川国賠を支援する会総会

とき:5月7日(土) 15:00~総会
17:00~交流会

(場所:地下「フロント」/会費:3000円)

場所:日比谷図書文化館 4F

活動報告 事務局長 中澤宏

弁護団報告 弁護団副団長 松江頼篤弁護士



5.13朗読劇とコンサートの夕べ

とき:5月13日(金) 18:30~

場所:文京シビック小ホール

•朗読・構成劇『あたいはやっちゃん』—冤罪大崎事件

出演:岩崎加根子・川口啓史(俳優座)

•獄中歌 出演:うた 桜井昌司 朗読 田中泰子 ピアノ 鈴木光介



3 / 17 (木) 文書提出命令出る!!

杉山卓男さんの録音テープ 他の文書は却下

朝倉佳秀裁判長は、3月17日(木)、杉山さんのあるはずのもう一本の録音テープについて文書提出命令を出しました。

これまでの経緯

弁護団は、訴訟の当初から証拠の開示を求め、まず文書送付嘱託申立てをいたしました。2014年1月22日、裁判所は「水戸地検土浦支部と茨城県警にある、原告、杉山卓男、関係者の録音テープを含む供述録取書等の書面を送付するよう」決定しました。しかし、検察は、原告と杉山さんに関する捜査報告書など、ごく一部の文書を開示しただけでした。その後、弁護団は、対象を絞って、再度文書送付嘱託の申し立てをしましたが、石栗正子裁判長は、必要ないと却下しました。

すべての文書送付嘱託申立てを却下された後、2014年12月と2015年3月、弁護団は、存在することが確実で、しかも重要な証拠に限って、文書提出命令の申し立てをおこないました。今回、2016年3月17日、これに対して、朝倉佳秀裁判長は、杉山卓男さんのもう一本の録音テープについて、被告国に対し、文書提出命令の決定を出しました。しかし、それ以外の文書については、すべて却下しました。

弁護団が文書提出命令を申し立てていた文書は、(1)ポリグラフ検査に関する検査記録紙、ポリグラフ検査に関する捜査報告書・鑑定書・送致書等の文書、(2)①杉山卓男さんのもう一本の録音テープ②櫻井さんの被疑者状況録③櫻井さんのお兄さんの供述録取書等④角田、澤部、花島の供述録取書類です。

却下の決定に対して、弁護団は即時抗告、支援する会是要請行動

弁護団は、却下された文書も、いずれもあることが確実であり、しかも櫻井さんの無実につながる重要な証拠だったとして、3月22日、文書提出命令申立ての却下部分について、東京高裁に即時抗告を申し立てました。そのため、3月25日の弁論期日は取り消されま

した。文書提出命令について決定が確定するまで、国賠裁判は進まないこととなります。なお、国も杉山さんの録音テープの提出命令について、即時抗告しました。

支援する会も、提訴以来、証拠を全面開示させた上で公正な裁判をするよう何度も要請を繰り返してきました。弁論が取り消しとなった3月25日にも急遽、東京高裁に対して、証拠を開示させる立場からの決定を求めて要請行動をいたしました。

今回の決定の意義

1点だけとはいえ、被告国や被告茨城県が「存在しない」と主張してきた杉山さんのもう一本の録音テープについて、裁判所がその存在を認め、また提出の必要性を当然のことと認めて、国に対し文書提出命令を出したことは、非常に意義のあることです。担当の上野格弁護士の説明によると、文書提出命令が出たにもかかわらず、文書の所持者(国)がこれに従わなかった場合、裁判所は、「この文書の記載に関する申立人(原告)の主張を真実と認めることができる」こととなります。櫻井さんの10.17テープには、捜査官の編集痕があり、また録音停止の前後で供述が全く違っていることが記録されていました。これは捜査官による違法な自白の誘導や強要の証拠です。杉山さんのテープにも同じような記録があるはずですから、杉山さんのテープが提出されない場合でも、裁判所はそこに捜査官による違法な自白の誘導や強要の証拠が記録されているものと認めることができるのです。また、森井警部補は確定審で、「杉山さんのテープ録音は1回だけだ」という嘘の証言をしていました。今回、裁判所は、杉山さんの録音テープがもう一本あると認めたのですから、森井警部補が偽証したことも認められるだろうと考えられるのです。

今後について

今回却下された書類もいずれも取調べの違法や櫻井さんの無実を明らかにする重要な文書であり、ま

た存在しないわけがない文書です。弁護団によれば、朝倉裁判長が下した文書提出命令申立て却下の判断には誤りがあり、徹底して闘うとのこと。支援す

る会も桜井さん本人と共に検察警察の証拠隠しを許さない闘いを今後も続けていきます。今後とも、ご支援ご協力をよろしくお願いいたします。



「これからが闘い」

桜井昌司

長く判断が保留されていた文書提出命令申立に対して、新裁判長から示された判断は、喜び3分、失望7分と言った中身でした。

警察と検察が存在を否定し続けて来た、杉山の1本目の録音テープに付いては「提出命令」が出されましたが、警察が自ら作成した杉山の調書の中に「先日、録音して調べたときに話した」と書かれているのですから、いくら「録音していない、存在しない」と否定したところで無理な話なのです。

当然の判断ですが、この録音テープが出されるならば、長い間の警察と検察の嘘の主張が明らかになりますし、もしかすると、私の録音テープと同じように改ざんなどが明らかになるかも知れません。大きな成果となる提出命令だと思います。

その他は、総ての私たちの求めを「却下」した判断には、朝倉裁判長の思考の歪みを感じる残念な内容でした。

民事裁判は原告に立証責任があります。私たちが証拠を示して警察と検察の過ちを証明しなければなりません。そのために「このような誤りがある、その証拠として、当時の調書が存在する、これです、あれです」と示して文書提出命令を求めた訳ですが、朝倉さんは「存在が立証されていない」として却下しました。ところが、警察や検察が「存在しない」とした回答に付いては「不存在の立証はされていないが、存在しない可能性がある」

と認めたのです。

私たちには「立証」を求めながら、警察や検察には「可能性」で認めるのは、全く不公平ですし、論理矛盾です。

もう何度も書いた「洪水で流出した」とする嘘発見器記録ですが、警察は「このような洪水がありました、ほら物が流れています、だから倉庫の証拠も流れました」として1枚の写真を提出しました。確かに、物が流れていて高見から洪水を見ている人たちが写っていますが、水は1メートルもなく倉庫の窓の、大分下なのです。それなのに「洪水で流れたか、廃棄した可能性がある」と言うのですから呆れてしまいます。

杉山の録音テープを出せない警察と検察も抗告しましたが、私たちが高裁に異議を申し立てました。これから何ヵ月間かは高裁で文書提出命令の是非について審議されますので、裁判は空白期間となります。でも、高裁での審議が終われば一気に証人尋問から最終段階となります。

これからが闘いの本番です。警察や検察が所持する証拠は、刑事裁判でも民事裁判でも国民が見ることが出来ないなんて、日本の法律は間違っています。そこも正す闘いも、これからだと思います。



4/11 盗聴法・刑訴法改悪反対要請行動後
司法記者クラブで記者会見する桜井さん

「桜井昌司の言いたい放題！人生って何だ!!」

エフエム西東京(84.2MHz)

毎週木曜深夜 24:30～25:00

※放送後ポッドキャスト(番組ダイジェスト)をネット公開

<http://syoujisakurai.seesaa.net/>

毎回、冤罪被害者、元警察官や元検察官などの対談は、興味深いです。

以前に放送したのもネットで聞くことが可能です。是非一度お聴きください!!

✿杉山卓男さんの墓参りのご報告

3月26日土曜日、穏やかな春の日、杉山さんの墓参りは、大阪の南さん、山形の大河内さん、多摩の後藤さん、さらに清水ただし衆議院議員と千葉救援会の戸賀さんも後から加わり、総勢17名でお墓参りとなりました。お花、お酒、お線香など思い思いのものをお墓に供え、杉山さんを偲びました。その後、皆で、杉山さんを偲びながら松島洋事務所にて懇親会を行いました。

★署名をありがとうございます★

署名数 総計11,318筆!

(4月10日現在)

救援会兵庫県本部 88 救援会大阪府本部 24
南紀代子 101 三宅愛子 26 フジワカオ 5 岡田房江 15 救援会茨城県本部 117 救援会尾

北支部 75 救援会愛知県本部 25 救援会神奈川県本部 685 日下兼夫 5 救援会千葉県本部 32 救援会福岡県本部 12 (敬称略)

★冤罪の責任を問う布川国賠を支援する会の活動にご協力ください!

- ・年会費 1口1000円/1年
- ・郵便振替
口座番号 00170-8-485425
口座名 布川国賠を支援する会
- ・三井住友銀行 高田馬場支店(普通預金)
口座番号 4711084
口座名 布川国賠を支援する会(「カクカク 伊シズカイ」)
※会員拡大をお願いします!
現在会員数 422名

日程経過

- 3月18日(金) 死刑冤罪とDNA鑑定
- 3月22日(火) 刑訴法等改悪法案を廃案に!市民集会
- 3月25日(金) 文書提出命令報告集会・要請行動
- 3月26日(土) 杉山卓男さん墓参り及び懇親会
- 4月10日(日) 裁判勝利をめざす全国交流集会
- 4月11日(月) 盗聴法刑訴法改悪反対要請行動
- 4月14日(木) 刑訴法等改悪に反対する法律家・市民・国会議員の集い

当面の行動予定

- 4月22日(金)15:00～刑訴法改悪を許さない議員と市民の集い
(参議員会館会議室)
- 5月7日(土)15:00～布川国賠第5回総会
(日比谷図書館文化館4F小ホール)
- 5月13日(金)18:30～5.13朗読とコンサートの夕べ
(文京シビック2階小ホール)
- 5月28日(土)13:30～
冤罪布川事件再審無罪5周年記念集会
(青山学院大学総研ビル11階19会議室)

発行 冤罪・布川事件の国家賠償請求訴訟を支援する会

〒169-0075 東京都新宿区高田馬場1-26-12 高田馬場ビル505号室
Tel. 03-6278-9796 Fax. 03-6278-9798
E-mail: kwntpl53@ybb.ne.jp

発行責任者 中澤宏